

## 監査結果公表第8号

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年4月26日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和6年6月4日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

### 第1 請求

#### 1 請求人

住所 四日市市生桑町1975番地1

氏名 林誠司（故人）、林健二

#### 2 請求の要旨

「令和6年4月26日付け四日市市職員措置請求書」記載のとおり（以下原文）。

「令和6年4月26日付け四日市市職員措置請求書」

監査委員が、四日市市長に対し、以下のとおり勧告することを求める。

四日市市長は、森智広に対し、金8341万4674円を請求せよ。

##### (1) 違法な公金支出

###### ア 公金支出

四日市市職員（専決者）は、別紙歳出予算整理簿記載の「日付」に、別紙歳出予算整理簿記載の「相手方」に別紙歳出予算整理簿記載の「支出命令額」を支払い、同金額は、四日市市の公金から支出された。

###### イ 違法

四日市市は、ハーフマラソン関連事業に、別紙歳出予算整理簿記載の「支出命令額」記載のとおり、合計8000万円以上の費用を投下した。

しかしながら、令和5年10月、ハーフマラソンは中止されたため、これらの費用は全て無駄に終わった。これほどのまでの費用をかけるまでもなく、実現可能性の検討は可能であった。しかしながら、勉強不足の状態で見切り発車をしたため、約8000万円もの費用を無駄遣いしたものである。

###### ウ まとめ

以上からすれば、四日市市長が、上記公金を支出することは、①地方財政法8条に基づき地方公共団体が所有する財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、最も効率的に運用すべき注意義務に、②同法4条1項及び地方自治法2条14項に基づき予算の執行に当たって必要最小限度の支出をすべき注意義務

にそれぞれ違反する違法行為である。

仮に、四日市市長が裁量を有するとしても、上記イの事情を鑑みれば、四日市市長の判断は裁量権を逸脱又は濫用するものであり、違法である。

#### (2) 相手方の責任

相手方森智広は、四日市市職員（専決者）の前記支出につき、法令上本来的に権限を有する者であり、四日市市職員（専決者）の違法な前記支出を阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠り、四日市市職員（専決者）に前記違法な支出を行わせたのであるから、その損害を賠償する義務を負う。

#### (3) 地方自治法242条2項但書の「正当な理由」があること

上記公金の支出には、執行日から1年を経過しているものが含まれている。しかしながら、請求人は、令和5年10月頃、報道発表により、ハーフマラソン関連事業の中止を知った。その後、行政情報開示請求を行い、令和6年2月20日、上記公金の支出を初めて知った。その後、相当な期間内に本請求に至ったのであるから、「正当な理由」がある。

#### (4) 結論

よって、請求人は、監査委員が、四日市市長に対し、請求の趣旨記載のとおり勧告することを求める。

### 3 請求の受理

本件請求は、令和6年4月26日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

令和6年4月26日付け職員措置請求書及び請求人の陳述から、四日市ハーフマラソン関連事業について公金を支出した行為について、違法又は不当な公金の支出であるかを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局

以下の1部局1課を監査対象とした。

シティプロモーション部スポーツ課

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年5月21日に請求人の陳述を聴取し、請求書の内容説明を受けた。

### 4 関係職員の陳述及び証拠の提出

令和6年5月21日、四日市市長（以下「市長」という。）は、弁明書及び証拠書類を提出した。令和6年5月24日に、弁明書等の内容を基に、上記2の監査対象部局所属職員（部長及び課長等）から陳述を聴取した。その内容は、以下のとおりである。

#### 1. 本案前の弁明

(1) 公金支出の金額について

請求人は、本市が「金 8 3 4 1 万 4 6 7 4 円」の公金を支出したと主張するが、別紙「歳出予算整理簿」の支出命令額の合計は 7 0 6 5 万 1 2 3 4 円であり、どの財務会計行為が違法・不当な行為であるのか判別できないため、請求の特定を欠くものとして却下されるべきである。

(2) 監査請求期間について

本件の財務会計行為については、予算案として市議会に上程し、本会議にて可決されたものであり、その議会については、傍聴可能でインターネット中継も行われており、予算議案や委員会の資料は四日市市議会のホームページで閲覧が可能である。さらに、情報公開請求をすれば各支出の詳細についても開示されるものであるから、期間の経過について正当な理由はないものと思料される。

よって、別紙歳出歳入予算簿のうち、令和 4 年度分までの支出についての監査請求は却下されるべきである。

2. 請求人の主張に対する弁明

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は、ハーフマラソンが中止になったため、それまでに要した費用が無駄になり、これほどまでの費用をかけるまでもなく、実現可能性の検討は可能であった。そのため、各公金の支出が①地方財政法第 8 条違反、②同法第 4 条第 1 項及び地方自治法第 2 条第 1 4 項に違反する、③市長の判断は裁量権を逸脱、濫用するものであり、違法であると主張する。

(2) 先行行為について

住民監査請求の対象となるのは、違法又は不当な財務会計行為であるところ（地方自治法第 2 4 2 条第 1 項）、請求人の主張は、ハーフマラソンの中止に至るまでの経緯を問題視しているが、それはハーフマラソンに関する各財務会計行為の前提事情であり、このような先行行為の違法性又は不当性が後行行為（財務会計行為）に承継されることとなるのは、当該財務会計行為の前提ないし原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてなされた行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解するのが相当である（最高裁平成 4 年 1 2 月 1 5 日判決・民集 4 6 卷 9 号 2 7 5 3 頁参照）。

本市では、平成 2 9 年頃からこれまでのシティロードレースを見直し、マラソン大会で本市の魅力を感じてもらおうというシティプロモーションの目的も併せて実現するために、ハーフマラソンに向けて検討を進めてきた。平成 3 0 年度はハーフマラソンのコース案等を検討し、平成 3 1 年度（令和元年度）はハーフマラソン開催に必要な会場設営計画やコース沿線の警備計画、ランナーやボランティアの募集準備等大会実施に係る詳細な計画を策定した。このように本市ではハーフマラソンの準備を進めていたところであるが、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症が流行し、マラソン大会においても密を避けることが求められ、これまでの実施計画で

はマラソン大会を実施することが困難な状況になった。他の地方自治体で行われるマラソン大会でも新型コロナウイルス感染症の流行を理由に中止するところも出てきていたが、本市としては、実行委員会の延期の決定を受け、ハーフマラソンの延期を決定したところである。

その後、ハーフマラソンの実施に向けて検討をしつつ、機運上昇のために令和5年3月に夜景ランフェスティバルを実施し、ハーフマラソンの実現に向けてさらなる調査をするため、コース決定のコンサルティング契約や交通規制計画の委託契約を締結し、委託先からの成果品にて、ハーフマラソンの実施が非常に困難であることが判明したため、実行委員会での中止の決定を経て、本市としてハーフマラソンの中止を決定したのであり、この中止の判断は市長に与えられた裁量権として合理的なものである。

よって、ハーフマラソンの中止の判断及びその過程は合理的なものであり、市長の裁量権の逸脱・濫用はない。

### (3) 後行行為（財務会計行為）について

請求人は、別紙歳出予算整理簿記載の支出を違法と主張するが、各支出（財務会計行為）は、以下のとおり適法である。

#### ①「四日市ハーフマラソン（仮称）」基本計画策定業務委託

当該委託契約は、平成30年7月11日に株式会社アビ・コミュニティと締結されたものであるが、指名競争入札を経て、その落札者と契約を締結しており、契約に基づく支出であるため適法なものである。

#### ②柳通り・西浦交差点及び生桑東交差点交通量調査業務委託

当該委託契約は、平成31年2月7日に三重測量設計株式会社と締結されたものであるが、3者の相見積もりを経て、相手方を決定し、契約を締結しており、契約に基づく支出であるため適法なものである。

#### ③四日市ハーフマラソン（仮称）実施計画作成業務委託

当該委託契約は、令和元年6月6日に株式会社ランナーズ・ウェルネスと締結されたものであるが、プロポーザル方式にて相手方の適性を判断し、随意契約をしており、契約に基づく支出であるため適法である。

#### ④マラソンイベント企画・運營業務委託

当該委託契約は、令和4年9月21日に株式会社BESTSと締結されたものであるが、プロポーザル方式にて相手方の適性を判断し、随意契約をしており、契約に基づく支出であるため適法である。

#### ⑤四日市ハーフマラソン（仮称）開催に伴う予測交通量調査及び迂回路設定等計画案作成並びにコンサルティング

当該委託契約は、令和4年11月6日に株式会社見取コンサルタントと締結されたものであるが、一般競争入札を経て、相手方決定し、契約を締結しており、契約に基づく支出であるため適法である。

#### ⑥四日市ハーフマラソン（仮称）コース決定等にかかるコンサルティング及び交通

## 規制・警備・大会人員配置計画作成業務委託

当該業務委託は、令和4年11月11日に株式会社BESTSと締結されたものであるが、プロポーザル方式にて相手方の適性を判断し、随意契約をしており、契約に基づく支出であるため適法である。

### ⑦その他の財務会計行為について

請求人は、その他の財務会計行為についても適法・不当な公金の支出としているものの、適法に行われた支出である。

## 3. 結論

以上のとおり、請求人の請求には理由がないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

## 第3 監査の結果

### 1 主文

本件請求を一部棄却、一部却下する。

### 2 事実及び理由

#### (1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

#### ア ハーフマラソン開催計画の策定について

本市では、従前、シティロードレースを開催していたところであるが、平成29年度、平成30年度は、中央緑地の整備工事に伴い、シティロードレースを中断していた。そのような状況の中、霞4号幹線（四日市いなばポートライン）の工事が完了し、平成30年4月1日から道路として供用が開始されることとなった。

そこで、本市としては、シティロードレースの再開にあたり、霞4号幹線を使用したコースを含む、複数コース案を検討し、市民ハーフマラソンが開催できないかを検討することとした。

検討にあたっては、交通整理や交通渋滞の面で警察と協議を行うこととし、併せて、本市スポーツ課の職員が他市のマラソン大会の視察等を行った。

#### イ ハーフマラソン基本計画の策定について

コース検討について警察から協力の約束を得られたこともあり、本市として、ハーフマラソン開催計画を策定すべく、平成30年2月定例会議にて体育振興一般経費6,810千円の予算案を提出し、可決されたため、平成30年7月11日、株式会社アビ・コミュニティとの間で「四日市ハーフマラソン（仮称）」基本計画策定業務委託契約を締結した。

その後、平成30年11月定例会議の都市・環境常任委員会協議会にて、四日市ハーフマラソン（仮称）（以下、「ハーフマラソン」という。）について、令和3年3月を開催時期とし、実行委員会形式にて実施していく旨の説明を行った。

また、ハーフマラソンのコース案についても検討を重ね、中心市街地から西側のコース案を基本に検討することとし、平成31年2月7日、三重測量設計株式会社との間で、柳通り・西浦交差点及び生桑東交差点交通量調査業務委託契約を締結した。

#### ウ ハーフマラソン実施計画の策定について

本市議会に対しては、平成31年2月定例会議の本会議にて、市長が市制施行123周年を記念して令和3年3月にハーフマラソンを開催するという計画策定を表明し、令和2年4月から始まる四日市市総合計画においてもハーフマラソン開催について記載することとした。

同定例会議の予算常任委員会都市・環境分科会では、中心市街地から西側のコース案を示し、当該コース案を選定した経緯及び開催準備の経費について説明を行い、ハーフマラソン開催準備経費として10,000千円の予算案が本会議で可決された。

また、令和元年6月3日に開催された第1回四日市ハーフマラソン実行委員会を経て、同月6日、株式会社ランナーズ・ウェルネスとの間で、四日市ハーフマラソン(仮称)実施計画作成業務委託契約を金8,996,350円で締結した。

#### エ 令和元年度中の議会への説明及び予算議決について

令和元年6月定例会議の都市・環境常任委員会協議会では、ハーフマラソンの開催についての経緯や大会の概要、開催日、種目、募集人員等について説明を行った。

また、同定例会議及び、8月定例会議一般質問、令和2年2月定例会議代表質問にて、議員よりハーフマラソンについて質疑があり、答弁を行った。

さらに、令和2年2月定例会議の予算常任委員会都市・環境分科会にて、令和2年度当初予算として、ハーフマラソン開催経費等についての説明を行い、ハーフマラソンの経費として46,200千円の予算案が本会議で可決された。

#### オ 令和2年度中の議会への説明及び予算議決、決算認定について

令和2年6月定例会議の一般質問にて、議員よりハーフマラソンについて質疑があり、答弁を行った。

なお、この頃、新型コロナウイルス感染症の流行が広がっており、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いといった新しい生活様式を実践していくことが求められていた。

しかしながら、ハーフマラソンでは、着替えや競技中も密閉、密集、密接といった三つの密が避けられず、マスク着用による大会の実施も呼吸困難のリスクがあることから、十分な感染症拡大防止対策を取ることが困難となっていた。そのため、全国的にマラソン大会が軒並み中止となっており、本市のハーフマラソンは令和3年3月の開催予定であったが、開催について再考する必要が生じた。

そのような状況の中で、令和2年7月にハーフマラソン実行委員会が開催され、令和3年3月のハーフマラソンは1年程度延期とすることが決定された。

この延期の決定について、令和2年8月定例会議の決算常任委員会都市・環境分科会にて報告を行うとともに、併せてハーフマラソンのスケジュール等の説明を行い、決算については、本会議で認定された。

その後、令和2年12月定例会議、市長所信表明にて、令和3年3月に予定されていたハーフマラソンは延期することとし、新型コロナウイルス感染症が終息した段階で開催していきたい旨を述べた。

同定例会議の一般質問にて、議員よりコロナ禍におけるイベント開催についての質疑がなされ、答弁の中でハーフマラソンの開催についても言及した。

同定例会議の予算常任委員会都市・環境分科会の中で、令和2年度のハーフマラソン開催経費について説明を行い、41,200千円減額する補正予算案が本会議で可決された。

さらに、令和3年2月定例会議における市長所信表明に対する代表質問で、ハーフマラソンは、事業の性格上、密な状況が避けられないことから、コロナの終息後に実施することとした旨を答弁した。

また、ハーフマラソンの延期により、同定例会議では、令和3年度当初予算として、ハーフマラソン関連の予算については提出しなかった。

#### カ 令和3年度中の議会への説明及び予算議決、決算認定について

令和3年4月、実行委員会が書面により開催され、令和4年3月に予定されていたハーフマラソンの開催を新型コロナウイルス感染症が終息するまで開催しないことを書面決議した。

令和3年8月定例会議の一般質問にて、議員よりハーフマラソンのリスク管理に関する質疑がなされ、答弁を行った。

また、同定例会議の決算常任委員会都市・環境分科会にて、令和2年度中のハーフマラソン開催経費として2,884,000円の決算を報告し、決算については、本会議で認定された。

令和4年2月定例会議の予算常任委員会都市・環境分科会にて令和4年度当初予算として、次に示す四日市コンビナート夜景ランフェスティバル（以下、「夜景ランフェスティバル」という。）開催事業の説明を行い、14,818千円の予算案が本会議で可決された。

#### キ 夜景ランフェスティバルの計画策定について

ハーフマラソンについては、当初開催予定であった令和2年度から2年連続の延期が決まり、令和4年度の開催についても不透明であった。そのような状況の中、ハーフマラソン開催に向けた機運醸成を図るとともに、マラソンイベントへの参加機会を創出・提供するため、令和3年12月頃から市内にて協議を進め、ハーフマラソンのプレ大会として、夜景ランフェスティバルを本市が実施することとした。

この夜景ランフェスティバルは、参加者を1200人程度に限定し、新型コロナウイルス感染症対策として、密な状況が生じないようにするとともに、霞ヶ浦

緑地内で開催することで、交通規制を生じさせないことなどの利点を出すことにより、ハーフマラソンのプレイベントとして、令和4年度中に開催することを計画した。

ク 夜景ランフェスティバルの実施に係る契約について

令和4年2月定例会月議会で予算案が可決されたため、本市は、株式会社BESTSとの間で、マラソンイベント企画・運營業務委託契約を、金11,988,149円で令和4年9月21日に締結した。

ケ 令和4年度中の議会への説明及び予算議決について

令和4年6月定例会月議会の産業生活常任委員会協議会にて、ハーフマラソンコース見直しにかかる検討についての報告を行った。具体的には、四日市市文化会館の第1ホールや第2ホールなどを選手控室や更衣室として利用することを想定していたが、当初参加予定人数7,000人が利用するには、相当な過密状態になること、また、ハーフマラソンが延期されたことで、スタート・ゴール地点付近（市民公園付近）に新たに4棟（計167戸）のマンションが建築され、規制エリア内の住民がさらに増加し、道路封鎖に対する理解を得るのがより困難な状況になったこと等の報告を行った。

そのため、令和4年8月定例会月議会の予算常任委員会産業生活分科会にて、ハーフマラソン開催準備経費の補正予算として、交通量調査等の業務委託費やコース案の分析等の委託費の説明を行い、39,300千円の予算案が本会議で可決された。

令和4年11月定例会月議会の一般質問にて、議員よりハーフマラソンに関する質疑があり、答弁を行った。

その後、令和5年2月定例会月議会の予算常任委員会産業生活分科会にて令和5年度当初予算として、大会実施計画の策定、令和5年度の夜景ランフェスティバルの実施費用等の説明を行い、32,555千円の予算案が本会議で可決された。

コ 令和4年度中のハーフマラソン開催に向けた契約の締結について

令和4年8月定例会月議会で補正予算案が可決されたため、本市は、株式会社見取コンサルタントとの間で、四日市ハーフマラソン（仮称）開催に伴う予測交通量調査及び迂回路設定等計画案作成並びにコンサルティング契約を、金31,900,000円で令和4年11月7日に締結した。

また、株式会社BESTSとの間で、四日市ハーフマラソン（仮称）コース決定等にかかるコンサルティング及び交通規制・警備・大会人員配置計画の委託契約を、金6,985,000円で令和4年11月11日に締結した。

サ 交通量調査、交通規制等の結果及び内部的な決定

上記コ記載の契約に基づき、交通量調査及び迂回路設定計画、交通規制・警備・大会人員配置計画の成果物が令和5年3月頃に完成したことから、その内容を精査したところ、国道1号線の規制により、国道23号線をはじめとする各路線への影響が極めて大きく、交通混雑が著しい平日のピークを超えることが分かった。



また、迂回路の設定が容易ではないこと、国道1号線をはじめとする主要道路を使用することにより、交通警備・規制の人員確保並びに資材等の物資調達、広報周知活動等に多額の経費が必要となり、令和5年4月時点の試算で、総事業費は2億8000万円程度になり、今後の協議の中でさらに増加することが見込まれることなどが明らかとなった。

そのため、市内部で今後の方向性を協議し、ハーフマラソンのコースの見直し等を検討するものとし、議会や実行委員会に説明することとした。

#### シ 令和5年6月定例会議会での議論について

上記サを踏まえ、本市では、令和5年6月定例会議会の産業生活常任委員会協議会にて、ハーフマラソン開催にかかる課題と計画の見直しについて報告を行い、今後の対応について検討を行いたい旨の市の意見を述べた。議員からは、「ハーフマラソンとしては一旦中止とし、別プロジェクトとして立ち上げる必要があるのでは」など種々の意見があった。

同定例会議会、予算常任委員会全体会でもハーフマラソンの計画について、議員からは「単にコースを見直すだけという解釈では済まされず、中止を認めるべき」など種々の意見があった。

#### ス 令和5年6月定例会議会での議論を受けての市の方針の決定

上記シを踏まえ、市の内部で協議を行ったが、最終決定は実行委員会において協議することとするとともに、市としては、ハーフマラソンを中止することになれば、ハーフマラソンに代わる代替案を検討すべきであり、従前のシティロードレースを復活させるだけでなく、シティプロモーションに寄与するような大会にする方向で検討することとした。

#### セ 令和5年8月定例会議会での議論及び決算認定等について

令和5年8月定例会議会の決算常任委員会産業生活分科会では、夜景ランフェスティバルの決算に関する意見やハーフマラソンの決算についての質疑が行われた。その中で議員からは、市の執行部のマラソンコースの見通しの甘さを指摘する意見等があった。その後、同定例会議会、予算常任委員会全体会所管事務調査が行われ、議員からハーフマラソンに関する質疑が行われ、執行部から答弁を行った。

最終的に、夜景ランフェスティバル及びハーフマラソンに関する経費の決算については本会議で認定された。

#### ソ ハーフマラソンの中止の決定について

令和5年10月19日、実行委員会が開催され、上記サの内容などによりハーフマラソン大会の実施は困難であるとの判断から、中止を決定した。

#### タ 令和5年11月議員説明会での説明について

令和5年11月開催の議会議員説明会において、総合計画の中間見直しについて説明を行ったが、その際、総合計画に記載されているハーフマラソンの中止が決定したことについても、執行部から説明した。また、執行部としては、今後も

ランニングに関するイベントは是非必要と考えており、引き続き検討を行う旨を述べた。

チ 令和5年11月定例会議での予算議決について

令和5年11月定例会議の予算常任委員会産業生活分科会にて、ハーフマラソン開催準備経費の予算につき、実行委員会補助金及び夜景ランフェスティバル開催経費の減額等について説明を行い、補正予算として29,433千円の減額が本会議で可決された。

## (2) 監査委員の判断

ア 本件措置請求の対象となる財務会計行為について

住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」(地方自治法第242条第2項本文)とされており、原則、1年間の期間制限が定められている。ただし、「正当な理由があるときは、この限りでない。」(同法同項但し書き)とされ、「正当な理由」があれば、期間制限の例外が認められている。

この「正当な理由」の有無の判断に当たっては、「当該行為が秘密裏にされた場合、地方自治法第242条第2項但し書きにいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時に客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断する」とされている(最高裁昭和63年4月22日判決・民集154号57頁)。

本件において請求人は、令和5年10月頃、報道発表によりハーフマラソン関連事業の中止を知り、その後、行政情報の開示請求によって資料を入手し、令和6年2月20日に、本件における公金の支出を初めて知ったと主張する。そのうえで相当な期間内に本請求に至ったのであるから、期間制限の例外となる「正当な理由」がある、との主張である。

しかしながら、請求人から提出のあった事実証明書に記載のあるハーフマラソン実施に伴う各財務会計行為については、平成30年度以降の予算案としてそれぞれ市議会に提出され可決されたものであり、市議会は傍聴可能でインターネット中継も行われているうえ、予算議案や委員会の資料は四日市市議会のホームページで閲覧が可能である(別紙1)。さらに、行政情報の開示請求をすれば各支出の詳細についても開示されるものであり、以上の点を鑑みると、請求人はハーフマラソン関連事業が中止となる以前より、当該公金の支出が行われたことを知ることができたと解され、期間制限の例外となる「正当な理由」には該当しないものといえることができる。

したがって、本請求の対象となり得る財務会計行為は、本請求のあった令和6年4月26日から1年前の、令和5年4月26日以降に行われた財務会計行為に限られる。

なお、請求人は「四日市市職員措置請求書」のなかで、請求の趣旨として「四日市市長は、森智広に対し、金8341万4674円を請求せよ。」としているが、当該金額の根拠となる資料は提出されていない。その一方で、請求の理由において、「四日市市職員（専決者）は、別紙歳出予算整理簿記載の「日付」に、別紙歳出予算整理簿記載の「相手方」に別紙歳出予算整理簿記載の「支出命令額」を支払い」と記載されており、請求に際して事実証明書として提出された歳出予算整理簿記載の金額を、請求人の主張する違法・不当な財務会計行為であると解することが可能である。

以上のことから、請求人より提出された事実証明書に記載の財務会計行為のうち、令和5年4月25日以前に行われた財務会計行為（別紙2のNo.1～56）に係る損害の補填を求める監査請求は不適法であり、また「四日市市職員措置請求書」に記載された金額（8341万4674円）と、事実証明書記載の合計額（7067万6754円）との差額については、その金額がどのような財務会計行為に該当するか判別できないことから、当該部分に係る監査請求についても不適法である。

よって、令和5年4月26日以降に行われた財務会計行為（別紙2のNo.57～79、合計245万2215円）を対象として判断を行うものとする。

#### イ 本件措置請求の趣旨について

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、住民が監査を求め、当該財務会計行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体が違法又は不当であるか否かが監査の対象となる。

本件措置請求において、請求人は、令和5年10月に開催中止が決定されたハーフマラソンについて、これまで開催に向けて要した費用が、中止によって全て無駄となったと主張し、また開催の実現可能性の検討は、これほどの費用をかけるまでもなく可能であったと主張する。このため、各公金の支出は、地方財政法第8条に基づく地方公共団体が所有する財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、最も効率的に運用すべき注意義務に違反し、また同法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項に基づく予算の執行に当たって必要最小限度の支出をすべき注意義務に違反しており、支出を行った四日市市長の判断は裁量権を逸脱又は濫用するものであって違法であるから、それによって請求相手方は四日市市職員（専決者）による当該支出の執行を阻止すべき指揮監督義務を怠り四日市市に損害を与えており、その賠償をする義務を負うと主張している。

こうした請求人の主張においては、財務会計行為たる公金の支出の違法性・不当性のみならず、当該財務会計行為を執行するに至るハーフマラソンの実施及び中止の判断について、市長の判断に裁量権の逸脱、濫用があると主張していると解される。

したがって、本件においては、まずハーフマラソン事業の実施についての政策決定が明らかに合理性を欠き、裁量権の逸脱・濫用であるといえるか否かの検討を行い、その後に財務会計行為そのものの違法性又は不当性について検討を行う。併せて、請求人は事業の中止によって事業に要した費用が無駄に終わった旨の主張をしていることから、ハーフマラソン事業の中止に至る経緯においても、裁量権の逸脱・濫用が存しないか否かの検討を行う。

#### ウ ハーフマラソン事業実施の決定について

本件におけるハーフマラソンの開催決定の経緯は第3第2項(1)記載のとおりである。中断していた四日市シティロードレースを再開するにあたり、市民ハーフマラソンの開催を検討することとなり、コース検討について警察から協力の約束を得られたこともあって、平成30年2月定例会月議会においてハーフマラソン開催計画の策定に必要な予算案を提出し、可決されている。また、平成31年以降においても、市議会に対してコース案を示しつつ、開催準備に必要な経費についても、その予算案が議会において可決されており、ハーフマラソンの開催決定にあたっては、組織的な判断のもと市議会の承認を得ているのであるから、違法又は不当であるとはいえない。

以上のことからすると、ハーフマラソン実施の決定及びこれに至る手続きについて明らかに合理性を欠くとはいえず、長の裁量権の逸脱・濫用を認めるべき点はない。

#### エ 財務会計行為について

ハーフマラソンに関連する各種計画の策定や必要な交通量調査等の業務委託にあたっては、一般競争入札や指名競争入札を経た契約や、プロポーザル方式や相見積もりを経た随意契約に基づくものであり、契約の支出であるため適法なものである。

なお、本請求の対象となる期間の支出は、会計年度任用職員の報酬や通勤に要する旅費、四日市ハーフマラソン実行委員会経費補助金等であり、補助金についても令和5年11月定例会月議会において減額の補正予算を提出し可決されるなど、適法に執行されており、地方財政法第8条に基づく地方公共団体が所有する財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、最も効率的に運用すべき注意義務や、同法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項に基づく予算の執行に当たって必要最小限度の支出をすべき注意義務に対する違反があるとは認められない。

#### オ ハーフマラソン事業の中止について

当初、ハーフマラソンは令和3年3月の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行を受けて延期となっていた。コロナ禍の終息後の開催に向けてコース決定や交通量調査を行った結果、大規模渋滞の発生の懸念が高く、また迂回路の設定に当たっても課題が大きいことなどが判明したため、ハーフマラソンの実施が非常に困難であるとの説明を市から実行委員会に行った。その後

実行委員会において事業の中止が決定され、それを受けて本市としてハーフマラソンの中止を発表した。

こうした各種調査の結果を踏まえて行われた中止の判断は、市長に与えられた裁量権として合理的なものであり、また中止について議会への説明の上で、各種経費の減額の補正予算を提出し可決されており、中止の判断及びその過程における市長の裁量権の逸脱・濫用は認められない。

#### カ 結論

以上検討したところからすれば、請求人は、ハーフマラソンの中止によって、それまでハーフマラソン関連事業に支出した費用は無駄となったのであり、当該公金の支出は違法若しくは市長の裁量権を逸脱又は濫用するものであると主張するが、当該事業の実施決定及び中止の決定において裁量権の逸脱又は濫用があったと評価することはできない。また、請求の対象である当該財務会計行為は違法又は不当であるとはいえず、これらの結果としての損害補填措置には理由がない。

よって、事実証明書によって確認できるもの以外の公費の支出に関する財務会計行為及び令和5年4月25日以前に行われた財務会計行為（別紙2のNo. 1～56）に係る損害の補填を求める請求については、却下とする。その余の本件請求（別紙2のNo. 57～79に示す財務会計行為に係る損害の補填を求める請求）には理由がないと認められることから、本件措置請求はこれを棄却する。

### 3 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を述べる。

#### ○公費の適正な支出と説明責任について

多額の経費を要する事業については、その実現可能性の判断を適切に行うなどし、公費の支出が適正なものとなるべく取り組むとともに、今回の事例のように、新型コロナウイルス感染症の流行を原因として一旦延期となり、再度実施を決定するといった特殊なケースはもとより、行政が必要欠くべからざると判断して行った経費の支出が、市民に「無駄遣い」として疑念を抱かれることのないよう、引き続き丁寧に説明責任を果たすよう努められたい。

別紙1

予算内容	上程・議決のあった議会	ホームページへの 予算書等の掲載日
平成30年度当初予算	平成30年2月定例月議会	平成30年2月14日
平成31年度当初予算	平成31年2月定例月議会	平成31年2月12日
令和2年度当初予算	令和2年2月定例月議会	令和2年2月12日
令和2年度補正予算	令和2年12月定例月議会	令和2年12月1日
令和3年度当初予算	令和3年2月定例月議会 ※関連予算の上程なし	令和3年2月12日
令和4年度当初予算	令和4年2月定例月議会	令和4年2月9日
令和4年度補正予算	令和4年8月定例月議会	令和4年8月29日
令和5年度当初予算	令和5年2月定例月議会	令和5年2月10日
令和5年度補正予算	令和5年11月定例月議会	令和5年11月29日

※ホームページへの掲載は、原則として各議会の開会日

## 別紙2

No.	年度	節	件名(※請求人から提出のあった事実証明書の表記のとおり)	支出命令額	執行日	
1	H30	旅費	旅費支出命令(一括)	17,000	H30.5.15	
2			旅費支出命令(一括)	61,560	H30.7.24	
3			旅費支出命令(一括)	5,000	H31.2.20	
4			旅費支出命令(一括)	15,400	H31.2.20	
5			旅費支出命令(一括)	59,780	H31.3.25	
6		委託料	「四日市ハーフマラソン(仮称)」基本計画策定業務委託	1,933,200	H30.12.7	
7			柳通り・西浦交差点及び生桑東交差点交通量調査業務委託	496,800	H31.3.27	
8		負担金補助及び交付金	マラソンサミットinジャパン2019参加負担金	3,000	H31.2.5	
9	H31	旅費	旅費支出命令(一括)	28,740	R1.8.19	
10			旅費支出命令(一括)	51,320	R1.12.18	
11			旅費支出命令(一括)	105,610	R2.2.18	
12		需用費	ハーフマラソンコース周辺図印刷費	39,463	R1.8.14	
13			三重県道路地図 他2	51,300	R1.9.9	
14			ゴム角印 21ミリ角	2,300	R2.2.18	
15			ゴム角印 21ミリ角	2,300	R2.4.20	
16			四日市ハーフマラソン第1回実行委員会 委員用お茶	1,350	R1.6.17	
17		委託料	四日市ハーフマラソン(仮称)実施計画作成業務委託	8,996,350	R2.5.15	
18		負担金補助及び交付金	マラソンサミットinジャパン2020参加負担金	3,000	R2.1.9	
19		R2	負担金補助及び交付金	四日市ハーフマラソン2021事業補助金	18,500,000	R2.6.4
20				四日市ハーフマラソン2021事業補助金	-15,616,000	R2.12.22
21		R4	報酬	-	133,000	R4.7.21
22				-	110,200	R4.8.19
23				-	133,000	R4.9.21
24				-	117,800	R4.10.21
25	-			128,964	R4.11.21	
26	-			117,800	R4.12.21	
27	-			117,800	R5.1.20	
28	-			110,200	R5.2.21	
29	-			114,952	R5.3.20	
30	-			151,536	R5.4.21	
31	職員手当等			-	141,360	R4.12.9
32				-	10,800	R4.7.21
33	旅費		-	19,200	R4.8.19	
34			-	14,080	R4.9.21	
35			-	15,360	R4.10.21	
36			-	21,760	R4.11.21	
37			-	20,480	R4.12.21	
38			-	20,480	R5.1.20	
39			-	16,640	R5.2.21	
40			-	19,200	R5.3.20	
41			-	25,520	R5.4.21	
42			旅費支出命令(一括)	26,600	R4.5.17	
43	委託料		マラソンイベント企画・運営業務委託	10,798,000	R4.12.14	
44			のぼり旗制作業務委託	89,375	R5.1.19	
45			近鉄名古屋駅・近鉄四日市駅デジタルサイネージ放映業務	396,000	R5.1.24	
46			若者の自立・就労支援に伴うイベント補助等業務委託	90,200	R5.3.23	
47			マラソンイベント企画・運営業務委託	1,200,149	R5.4.24	
48			四日市ハーフマラソン(仮称)コース決定等にかかるコンサルティング及び交通規制・警備・	6,286,000	R4.12.14	
49			四日市ハーフマラソン(仮称)開催に伴う予測交通量調査及び迂回路設定等計画案作成並びに	31,900,000	R5.4.17	
50			四日市ハーフマラソン(仮称)コース決定等にかかるコンサルティング及び交通規制・警備・	699,000	R5.4.17	
51	工事請負費	霞ヶ浦緑地維持補修工事(路面)	156,200	R5.3.6		
52	使用料及び賃借料	四日市コンビナート夜景ランフェスティバル 四日市テニスセンター(令和5年3月11日)	215,250	R5.3.31		
53		四日市コンビナート夜景ランフェスティバル 霞ヶ浦第1野球場(令和5年3月11日)	13,200	R5.3.31		
54		四日市コンビナート夜景ランフェスティバル 霞ヶ浦第2野球場(令和5年3月11日)	7,920	R5.3.31		
55		四日市コンビナート夜景ランフェスティバル 霞ヶ浦第3野球場(令和5年3月11日)	19,800	R5.3.28		
56		四日市コンビナート夜景ランフェスティバル 霞ヶ浦体育館(令和5年3月11日) 会場	9,240	R5.3.31		
57	四日市コンビナート夜景ランフェスティバル 四日市ドーム(令和5年3月10日~11日)	183,130	R5.5.1			
58	R5	報酬	報酬(令和5年5月分)	144,305	R5.5.19	
59			報酬(令和5年6月分)	145,530	R5.6.21	
60			報酬(令和5年7月分)	156,800	R5.7.21	
61			報酬(令和5年8月分)	142,100	R5.8.21	
62			報酬(令和5年9月分)	156,800	R5.9.21	
63			報酬(令和5年10月分)	142,100	R5.10.20	
64			報酬(令和5年11月分)	143,570	R5.11.21	
65		職員手当等	職員手当等(令和5年6月分)	170,520	R5.6.30	
66			職員手当等(令和5年12月分)	170,520	R5.12.11	
67		旅費	旅費(令和5年5月分)	27,820	R5.5.19	
68			旅費(令和5年6月分)	25,920	R5.6.21	
69			旅費(令和5年7月分)	27,820	R5.7.21	
70	旅費(令和5年8月分)		27,200	R5.8.21		
71	旅費(令和5年9月分)		24,480	R5.9.21		
72	旅費(令和5年10月分)		27,200	R5.10.20		
73	旅費(令和5年11月分)		17,280	R5.11.21		
74	旅費支出命令(一括)(4月分)		14,600	R5.5.17		
75	旅費支出命令(一括)(5月分)		10,960	R5.6.19		
76	旅費支出命令(一括)(6月分)		3,760	R5.7.14		
77	旅費支出命令(一括)(7月分)		4,800	R5.8.17		
78	旅費支出命令(一括)(11月分)		5,000	R5.12.18		
79	負担金補助及び交付金	四日市ハーフマラソン実行委員会経費補助金	680,000	R5.6.12		